

日本バス協会の東日本大震災現地調査 復旧・復興に向けた対応の共有を図る



復興に向けて取り組みの説明をする城山観光

調査日 平成23年5月9日～5月11日

訪問場所 岩手県・宮城県・福島県

公益社団法人 日本バス協会

※スケジュール

【1日目】東京駅発6時40分発⇒盛岡着9時58分 岩手県の視察	
9時58分 盛岡駅発～ 視察～16時20分 盛岡着	<ul style="list-style-type: none"> ■宮古市内のバス事業所訪問と周辺の視察。 ・盛岡駅発（急行バス）⇒宮古市駅 ・岩手県北自動車営業所訪問⇒被災地域の視察 ・宮古市駅発14時10分（急行バス）⇒盛岡駅着16時20分
17時00分 ～ 18時30分	<ul style="list-style-type: none"> ■岩手県内バス事業所の復旧・復興に向けた意見交換。 ・バス会社の被災状況。（人災、施設、車両、運行状況等） ・バス事業の経営継続などに関する意見交換。
18時30分	■夕食懇談 終了後、盛岡市内にて宿泊。
【2日目】宮城県と福島県の視察	
8時30分	■盛岡駅より仙台駅へ移動
10時00分 ～ 11時30分	<ul style="list-style-type: none"> ■宮城県内バス事業所の復旧・復興に向けた意見交換。 ・バス会社の被災状況。（人災、施設、車両、運行状況等） ・バス事業の経営継続などに関する意見交換。
11時30分～ 12時00分	<ul style="list-style-type: none"> ■仙台市内高速バス発着場所視察。 ・高速バス運行の実態把握。
13時00分 ～ 17時00分 福島市着	<ul style="list-style-type: none"> ■被災地域の視察及びバス営業所訪問。 ・貸切バスにて、七里ガ浜～多賀城市～仙台空港～相馬市内。 ■相馬市内にて福島交通営業所訪問及び周辺視察。 ・終了後に福島交通バスにて福島市内へ移動。
17時00分 ～ 18時30分	<ul style="list-style-type: none"> ■福島県内バス事業所の復旧・復興に向けた意見交換。 ・バス会社の被災状況。（人災、施設、車両、運行状況等） ・バス事業の経営継続などに関する意見交換。
18時30分	■夕食懇談 終了後、福島市内にて宿泊。
【3日目】福島駅前的高速バス運行調査及び帰路	
9時00分～ 18時00分 (東京着)	<ul style="list-style-type: none"> ■福島駅前高速バス発着場所視察。 ・常磐線一部不通による茨城方面や東北方面の高速バスの運行調査及び福島県内のバス交通を視察し新幹線で帰路。

復旧・復興に向けた対応の共有を図る

平成23年5月18日 公益社団法人 日本バス協会

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、太平洋沖地震とそれに伴って発生した大津波、及び東京電力福島第1原子力発電所の原子炉建屋爆発など、未曾有の災害になってしまった。被災地沿岸にはバス協会加盟事業者のバス路線や営業所、貸切バス事業者の営業所が事業を営んでいたことから、会員バス事業者への被害が大きく発生してしまった。

日本バス協会では、被災地における会員事業者の被災状況の実態把握に努めると共に、「災害連絡対策本部」を日本バス協会に設置し、「バス車両の燃料の確保」「復旧・復興対策等に関する要望」「被害を受けた会員事業者への車両の斡旋」など、取り組みを進めた。

バス協会の現地調査は5月9日～11日において実施し、岩手県、宮城県、福島県の被災事業所訪問と事業者による意見交換を幅広く行い、復旧・復興に向けた共有を図った。

【東北3県のバス事業者被害状況】

(日本バス協会調べ 平成23年5月12日現在)

県名	事業者数	人的損害(人)		バス車両の損害(両)		社屋等の損害(棟)	
		死亡	行方不明	大破・水没	行方不明	全壊	一部損壊
岩手県	46事業者	2	2	42	0	8	5
宮城県	58事業者	5	1	94	0	10	33
福島県	34事業者	0	0	1	0	1	7

※福島県ではその他、原発地域内にバス車両51両(乗合19両・貸切32両)置き去り。

1. 岩手県被災地調査及びバス事業者との意見交換 (5月9日)

調査地	訪問事業所及び意見交換参加事業者
岩手県 釜石市、大槌町、山田町、宮古市	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県バス協会 ・岩手県北自動車(株) ・(有)城山観光 ・岩手県交通(株) ・大槌地域振興(株) ・マルヨタクシー(株)

「大槌地域振興(株)」では、津波によって事務所が全壊、貸切バスは山裾まで流される被害となった。全壊した事務所の前で関係者は、「津波と言われ急いで避難したが、あっという間に濁流が押し寄せ、何もかも一瞬で流された。避難が早く助かった。」と状況を話してくれた。後方車両は、両備ホールディングスから復興に向けて贈られた貸切バス。

現在、学生のスクールバスとして運行をしている。



※避難状況を説明してくれた会社関係者。

「城山観光（株）」では復興に向け仮設事務所が設置された。両備ホールディングスから貸切バスが贈られ、車庫内に貸切バスが待機をしている。会社関係者から災害時の報告を受けたが、車庫前の道路側に貸切バスが津波で横転したままになっている。



※城山観光の周りはすべて全壊している。



※貸切バスが道路側で津波により横転。



※仮設事務所のマルヨタクシー。

左写真はマルヨタクシー（株）。所在地は宮古市であり社屋も全壊をしてしまったが、仮設事務所に移転し復興に向けた努力を重ねている。

下写真は岩手県バス協会及び会員事業者との意見交換である。岩手県バス協会から被害状況や現在の運行状況、貸切バス契約のキャンセルが続出している実態などの報告がなされた。また、復興に向けた意見交換は幅広く行い、問題点の共有を図った。



※復旧・復興に向けて意見交換をする岩手県バス協会と日本バス協会。

2. 宮城県被災地調査及びバス事業者との意見交換（5月10日）

調 査 地	訪問事業所及び意見交換参加事業者
宮城県 仙台空港、岩沼市 仙台市内高速バス乗り場	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県バス協会 ・仙台市交通局 ・宮城交通（株） ・仙台バス（株）

宮城県バス協会及び会員事業者と日本バス協会による意見交換が行われ、宮城県バス協会から調査による貸切バスのキャンセル実態、人的被害と施設・車両被害状況が報告され、復旧・復興に向けた要望などを話し合った。

藤井理事長からは「要望についてはしっかり受け止める。民主党・日本バス議員連盟の被災状況視察調査も5月16日に当地において行われるが、復旧・復興に向けた要望も必要である。また、貸切バスのキャンセルが続出しているが、風評被害の解消と事業継続に向けた要望もしっかり行いたい」、と幅広い意見交換の中から問題点の共有を図った。



※復旧・復興に向けて意見交換をする宮城県バス協会と日本バス協会。



※仙台市内高速バスターミナル。

東日本大震災は交通機関も寸断し運行不能にした。いち早く運行再開をしたのがバス輸送である。被災地輸送や高速バスによる都市輸送は多くの利用者から感謝された。

バス輸送は日常の移動確保から緊急時の輸送使命を十分果たすことが証明され、社会になくってはならない公共交通である。



仙台空港付近でバス事業を営んでいる「仙台バス（株）」は、海岸に近いことから津波と液状化に襲われた。事務所は崩壊、駐車所は液状化により土砂が湧き、残土整理に多くの時間を要した。事務所は仮設を設置し営業を再開したが、仕事のほとんどがキャンセルになり、厳しい状況と報告された。

※写真は仙台バスの車庫内。

3. 福島県被災地調査及びバス事業者との意見交換（5月10日）

調査地	訪問事業所及び意見交換参加事業者
福島県 相馬市、葛尾村、川内村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県バス協会 ・ 福島交通（株） ・ 福島観光自動車（株）

福島県バス協会及び会員事業者と日本バス協会による意見交換が行われた。

福島県バス協会内における特徴として、「東京電力福島第1原子力発電所事故」による被害が報告された。特に福島県内では、立ち入りが規制されている地域内にバス車両51両（乗合19両、貸切り32両）が置き去りにされていることや、貸切バスの契約がすべてキャンセルされたこと、放射能による風評被害の広がりが更に拡大されていることなど、先が見えない状況が報告された。

藤井理事長から「原子力発電所事故に関する補償問題は、因果関係を明らかにし補償を求めていかなければならない。5月16日に民主党・日本バス議員連盟の被災状況視察が福島県で行われ、福島県バス協会との意見交換も予定されている。意見交換時において本日の意見交換も踏まえ要望を」と幅広く復興に向けた意見交換と問題点の共有を図った。



※復旧・復興に向けて意見交換をする福島県バス協会と日本バス協会。

「福島交通相馬営業所は津波の被害は避けられたが、苦勞しつつ直後の避難輸送を行った。しかし、原子力発電所1号機と3号機の建屋爆発。3月14日に営業所を閉鎖、3月24日から営業所を再開、相馬駅から福島駅まで運行開始した」と担当者から報告がなされた。

また、JR常磐線が復旧されていないことからバスの代替輸送をしている。



※営業所閉鎖時の説明をする福島交通担当者。

福島第1原子力発電所から20km離れた川内村は、村民や村役場全員が放射能災害により避難し無人となっている。

村役場の駐車場には危険な任務を遂行した緊急車両が置き去りになっている。隣接する駐車場には福島交通のバスが、必死で住民緊急輸送を行い、疲れをいやすように時間だけが止まり、静かに置かれていた。



※村役場駐車場に置き去りにされた緊急車両。

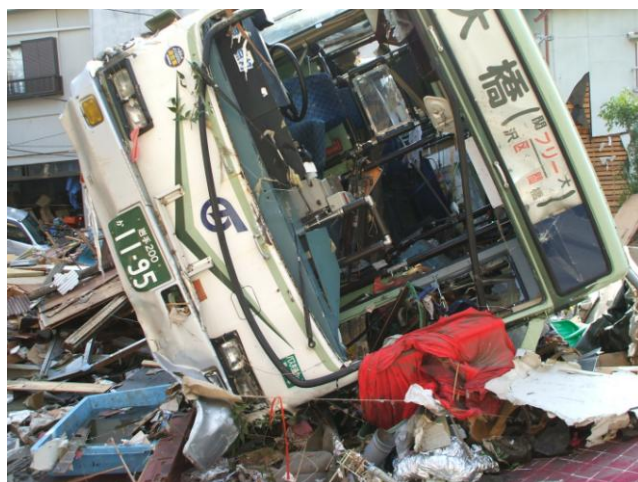


※無人の川内村で地域住民を避難させた福島交通のバスが静かに置かれている。

【参考資料 1】 バス事業者の被災状況



【岩手県交通釜石営業所の流出】



【津波により流され崩壊した岩手県交通のバス】



【全壊した宮城交通気仙沼営業所】



【津波により家の屋根上に流された宮城交通のバス】



【道路から津波に流された仙台市営バス】



【津波で 200 メートル流された仙台バス】

【参考資料2】日本バス協会の「東日本大震災復旧・復興等にする支援・要望等について」

(1) 日本バス協会「東日本大震災復旧支援対策について」

(平成23年3月23日開催の定例理事会にて第5号議案決定)

1. 日本バス協会が行う災害復旧支援事業
(1) 一般勘定による災害緊急支援金。(対県協会) 400万円(岩手、宮城、福島あて 各100万円、他協会計100万円)を 予定。22年度中 1/2 交付、23年度第1・四半期 1/2 交付。
(2) 交付金勘定による災害復旧事業費助成。(平成23年度予算予備費1億円対応) 当面の優先支援枠4,000万円(3県協会各1,000万円、他協会1,000 万円)を予定。体的使途は、近日中に基準作成。
(3) 融資斡旋・利子補給事業の活用。(災害利子補給率1%、当面の融資枠50億円)
(4) 一般被災者への義援金募集活動。(阪神の例：日赤に寄附)
(5) その他(検討中)被災事業者の会費納入の猶予、減免、台数見直し措置。 (阪神の例：兵庫協会半年分1/2免除)
※ 上記各措置について、事態の進捗により必要に応じ、本年6月に補正措置を講ずるほか、 会長専決による緊急的執行を行う。

(2) 復旧・復興対策等に関する国土交通大臣要望事項 (4月14日要請済)

1. バス事業の早期復旧対策について 被災地域の復旧復興に向けて地域住民の交通の確保対策。
(1) バス事業者の運転資金に対する融資・セーフティネット保証等の迅速な実施。
(2) 雇用調整助成金の迅速な支給による雇用の確保。 (全国的に、生産指標適用確認期間を3ヶ月から1ヶ月に短縮して頂きたい。)
(3) バス車両、営業所、車庫施設等の復旧費用に対する緊急助成措置。
(4) 道路・電力等インフラの早期復旧。
(5) 復旧税制優遇措置の創設。 ① 買替バス車両に係る自動車取得税、自動車税、自動車重量税等の減免措置。 ② 復旧した営業所施設等に対する固定資産税等の減免措置。 ③ その他、経営の回復までの間の事業所税等の減免措置。
(6) 当面、バス事業を継続するために、他地域から暫定的に導入する。 経年バス車両について法令上の諸手続きや環境規制等速やか、かつ、弾力的取扱い。
2. 当面の被災地域交通対策について 本格的な復興までの間、国・自治体と連携し、既存路線バス網を基軸として、バス輸送を 避難所や仮設住宅の建設等と連動して適時適切な生活輸送を実施。
(1) 路線バス事業者が行うバス路線・系統の新設・変更などについて、法令手続や補助 制度の簡素化、弾力的取扱い。

	(2)地域公共交通維持確保予算の増額補正措置。
	(3)一時的にまとまった避難住民輸送に対応するため、国・自治体による貸切バスの借上げ活用及びこれに係る予算措置。
3. 本格的な被災地復興と地域交通整備について	
マイカー依存の従来型の地方交通から、利用し易い公共交通計画の策定。	
	(1)復興は、災害に強い街づくりだけではなく、「交通基本法」の考え方を基に、公共交通計画を策定
	(2)被災地の街づくり会議への、既存路線バス事業者の参加
	(3)震災直後の緊急対策的交通確保から、今後の街づくりを見据え、バスターミナル、バスレーン、バスベイなどを含め、計画的なバス路線網の再構築
II. 地域以外のバス事業の経営強化	
被災地及びその周辺のみならず、燃料や電力の節減に伴う交通・旅行需要の大幅な減少により、高速バスや地域の乗合バスは収入の大幅減少の状況に陥っております。また、経済の不況や原発風評に大きく影響され、貸切バス事業においては、全国的に大規模イベント中止や、観光旅行の手控え、外国人観光客の大幅減により、旅行キャンセルなどが相次ぎ、急激な経営不振に陥っております。	
このような中で、軽油価格が高騰している折、バス事業経営は観光地域のみならず、大変厳しい経営状況に陥りつつあります。このような経営困難を乗り越え、バス事業が使命を果たしていくため、次の施策の実現をお願いします。	
	(1)緊急的金融措置及び雇用調整助成金の支給。(1(1)及び(2)と同旨)
	(2)地域公共交通維持確保予算の増額補正措置。(2(2)と同旨)
	(3)諸経済対策による旅行、交通観光需要の創出・拡大。
	(4)原子力発電所事故の早急な収束及び当該事故に関連する内外の風評の抑止。 (政府による適切な広報等)

以 上